

戦後最大の冤罪事件 松川事件の裁判について

講演者 石田 享 弁護士

- 一 講演記録
- 二 松川事件概略
- 三 石田弁護士寄贈資料の史的意義と今後の保存について

一 講演記録

(以下は、二〇二二年十一月二十二日第五時限目に愛知大学名古屋校舎講義棟L四〇七教室で開催した講演の記録である。)

前嶋…それでは定刻となりましたので、法学会主催の講演会を始めたいと思います。最初に法学部長からの挨拶

戦後最大の冤罪事件 松川事件の裁判について

拶をお願いします。

広瀬・法学部長の広瀬から一言ご挨拶を申し上げます。

石田先生、本日は天候がすぐれない中、御足労頂きどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。本日のテーマの松川事件は、大変有名な事件です。歴史の教科書の中で勉強するレベルの大きな事件の一つです。何故教科書に載っているかといえば、今の日本社会に影響があるからということになるでしょう。その事件を乗り越えて今の日本社会があると感じております。石田先生からすればおそらくまだまだ改善すべきところが山ほどあるということであると思うのですけれども、当時からすると今の日本はこの事件を乗り越えて随分改善されたと思うのです。松川事件の背景を知ってより深くこの事件を理解してもらいたいと思っております。その意味で本日のご講演は大変勉強になるかと思うのですが、それ以上に法学部長として愛大生の皆さんにお伝えしておきたいのは、この事件を乗り越えた方である石田先生の思いを受け取ってもらいたいということ。石田先生はこの事件を担当ににあたって無我夢中で必死になってもがいて解決に向けられたのであると思います。今となつては冤罪事件として確定してますけれども、まだ分からない中で、先生は分からないところを切り拓いていかれた。このように無我夢中で努力してもがいて乗り越えてこられた努力があつて今の社会があるのです。愛大生の皆さんには、先輩がこういう一翼を担ったところをぜひ受け継いでもらいたいと思います。この中に弁護士になりたいとかそういう方面に進みたいと思つてる人がいらっしやるでしょう。ただ、石田先生からお話があるかもしれませんが、弁護士の方だけが頑張つたのではなく色々な方が頑張つてこの事件を解決に向かわせた。弁護士でなくてもこの事件をさちつと受け止めて世の中

を改善した人たちがたくさんいるわけです。こういう先輩の思いを、より良い未来を築く思いをぜひ受け止めてほしいと私は思っております。

実は、私達教員の方では先ほどから石田先生をお招きしてすでに「第一回の講演会」が終わっております。色々な石田先生の歴史を大変興味深く伺うことができました。これから皆さんも非常に面白いお話がたくさん伺えると思います。ぜひゆっくり勉強してもらえたらと思います。そういうわけで法学部長としてのご挨拶は以上とさせていただきます。石田先生、どうぞよろしくお願い致します。

石田…ただ今ご紹介いただきました石田です。愛知大学に在学した期間は短期大学部（豊橋校舎・夜間）昭和二八年四月から三〇年三月までの二年間と法経学部法学科に同年四月から同三二年三月までの二年間の計四年間でした。

昭和三四年秋に司法試験を通り、翌三五年春から同三七年三月までの二年間、私は第一四期司法修習生として当時、文京区指ヶ谷で寮生活を送り、そこから紀尾井町の司法研修所に通い（但し、うち一二月間は配属先各地の裁判所、検察庁、弁護士会に各四ヶ月宛配属され実務研修）、最初と最後の各四ヶ月間は全員が東京の研修所での修習でした。

昭和三七年春、二年間の司法修習を終えて志望の東京弁護士会へ入会届を出し、また多士済々の先輩がいる東京合同法律事務所に入り弁護士生活を開始しました。

松川弁護団の仕事もそこからですが、同時に上告中の青梅（線）事件^①の弁護団にも加わりました。

さて、私の今日の本題は松川裁判に関することでもあります。私が司法修習生を終えて弁護士登録を東京弁護

士会で済まし直ちに松川事件の弁護団に加わりました。それは当時、松川事件の旧二審判決が出された後で、二審判決というのは三名が無罪、死刑が四名で無期懲役が二名、有期懲役一名の刑期の合計が一〇四年六ヶ月というすごい有罪判決でした。その判決に対する上告審が最高裁判所に継続していたわけです。日本の刑事裁判、民事裁判もそうですけれど、裁判制度というのは三審制になっておりまして、一審、二審、三審と三回は裁判を受ける権利があることになっております。二審が三名無罪のほかは一七名全員が有罪（死刑四名、無期懲役二名）ですから、前代未聞の大変な事件だったわけでありまして。最高裁への上告趣意書を先輩の人たちは書いておりました。大変なことで、その上告は控訴審判決が全く誤っている、情状を軽くして下さいとお願しているわけではなく、全く間違っている、そんな無茶な判決は許されないというのが弁護団あるいは良識のある弁護士の人たちの大勢の意見でありました。例えば大塚一男^{（一）}さんという先輩の弁護士がおりました。その人の書いた本や話されたことなどを見ても、自白の強要、証拠の隠滅など大変ひどいでっち上げがなされたことがよく分かるわけでありまして。

松川事件が起きたのは、昭和二四年八月一七日未明のことでありまして。警察はその年の九月一〇日に赤間さんと元保線区員の少年を逮捕し、赤間さんにひどいことを色々言わせて、結局彼は誰からも信用されてないんだよということをいわば押し付けるようなかたちにして彼がそれを信じるように仕向けられたところで捜査員の誘導に沿った虚偽の赤間自白というのが作られました。赤間自白が松川裁判の始まりというふうにいわれております。しかし、赤間自白のものは警察が作るうとしたものです。なぜならば赤間自白が全くの虚偽であったからであります。赤間さんの自白というのは取調官が赤間さんをして誰からも信用されてないぞと。お前が一番アリバイがあると言っているおばあちゃんもお前の言うことと違うことを言っているんだよ。お前

は信用されていないんだぞということを赤間さんに押し付け絶望させた結果、とんでもない虚偽の自白が作り上げられたというのが正直なところであります。そもそも赤間さんはなぜ目をつけられたかというところ、クビ切りであったわけです。今はクビ切りという言葉はあまり使われず、労働弁護団でも解雇と言っています。解雇されたらクビ切りであったということです。それでその撤回を求めて国鉄の福島管理部に押し掛けたことがありました。組合員と一緒に押し掛けたところ、その件で被疑者にされていたことで目を付けられました。目を付けられた赤間さんは当時一九歳の未成年だったわけです。彼はおばあさん子でありまして、ご両親は満州で働いていたものですから、彼は福島に残されておばあちゃんの手で育てられ、そのおばあちゃんまでがお前が松川事件のあったとされる夜は家に帰ったと言っているけれども、おばあちゃんは家には帰っていないと言っている、というようなウソを言っている彼の頭を真っ白にさせて自白を押し付けたのです。このゆがんだ捜査経過をみますと、若者や少年に対する別件逮捕の中から国鉄を解雇されていた赤間少年が狙上に上げられ、一〇日間に及ぶ拷問にひどい取調べと騙し討ちで「実行」犯人に仕立てようとされたことが明らかでした。赤間少年には「犯行」当夜のアリバイがありました。玉川警視ら取調官は、アリバイ証人の祖母ミナさんの調書の内容を作り替えて読み上げるといふ手の込んだやり方で赤間少年を絶望の淵に追い込み、かつ組合幹部から頼まれ現場に行つて本田さん、高橋さんとともに脱線作業をやったという筋書を用意した上で、予め入手していた写真一枚を示し、「東芝から来たのは、これとこれだろう」と東芝側の佐藤一さんと浜崎二雄さんをも指名させたのです。これが九月二二日の第一次一斉検挙（国鉄側の鈴木さん、阿部さん、二宮さん、本田さん、高橋さん、東芝側の佐藤一さん、浜崎さん逮捕）となりました。それからその後、一人、菊地武さんという東芝側の少年が目を付けられました。そして逮捕されたところが盲腸炎でどうしようもなくなって釈放されているの

です。再逮捕されるのが一〇月八日です。その前に太田さんという東芝の組合の役員をやっていたちよつと年配の人が逮捕された。この人にもめっちゃめっちゃに自白の強要があつて太田自白というのが出てきました。その太田自白に基づいてまた東芝側の二人、国鉄側の三人を逮捕するということで日に日に逮捕がなされております。よく言われる自白の強要ということです。刑事司法の歴史では、「自白は証拠の王」といわれ、現在も、法律論としては否定されていますが、現実の刑事裁判の場面では、「自白は証拠の王」として、特に有罪の決め手とされています。松川事件でも、その点は大法廷の差戻判決に至るまでは同様でした。僅かに旧二審では、例えば「一三日謀議」の席上、「口外した者は命がないものと思へ」と発言したとして首謀者格とつくり上げられた斎藤干さんなど国鉄側被告人三名の「謀議出席」が否定された結果、無罪となったのみでした。

松川裁判の検察の主張のすじ書きは、後に警察庁長官に昇進した新井裕⁽³⁾(当時、福島県国警隊長)が、基本捜査は「二本の幹線と一〇本の支線があり、これを一本にできればしめたものだ」と語っているように、国鉄側と東芝側それぞれに一〇名を起訴し、二〇名を被告人とするものでした。幹線というのは、当時解雇反対闘争をやっていた国鉄側と、東芝松川工場の労働組合、その二つを指すと思われます。「二本の幹線」のそれに支線が一〇本ずつある。この一〇本というのは労働組合の第一線で平組合員も含めて働いていた若い労働者たちであります。松川の裁判では、「二本の幹線と一〇本の支線」というのがあまりにも有名な言葉になりました。

広津和郎⁽⁴⁾という作家の方をご存知の方もいらっしゃると思います。広津さんは克明に裁判の記録を読まれました。岡林さんや大塚さんという最初から松川事件の弁護に全力をもって当たってきた人たちに資料を提供してもらいながら辩护人以上の執念をもって「これはおかしい、こんなことで死刑が通るようなことになつたら

まかりならぬ」ということで、「道理の通る国にしなければ」とすごい熱意を持って、旧二審判決を批判されました。その広津さんのすごい努力の結晶が中央公論に連載されてもいたようです。広津さんの書かれたものは岡林さん、大塚さんの上告趣意書の一部として提出されました。だから、広津さんの有罪判決の旧二審判決を丁寧批判する描写は単なる私語ではなく上告理由書の理由にもなっていたというわけです。いかに正鵠をつくしたか。広津和郎さん、ということでもあります。皆さんのお手元にいっているかどうか分かりませんが、つい先日、五、六日前に私の手元に届いた日本弁護士連合会の「自由と正義」という機関誌（二〇二一年一月号）の初頁のほうに松川事件の現場のレールカーブ地点が分かる写真（図版一）、それから当局が、これは国鉄だろうと思うのですが、当時の国鉄、今のJRですね、国鉄が建てたのではないかと思われる「過激思想に影響を受けた事件が松川事件である」というような碑が建てられておりました。それを私が弁護士になった二年目ぐらいのときでしたか、皆さんがこれは大変けしからんということで松川弁護士団は広津さんと色々協議して、実はそうでないという記念碑「松川の塔」を事故現場のレールの反対側の小高い丘に建てました。日弁連の機関誌に掲載されたその写真をご覧になれば分かるのですが、その記念碑の最後の文章は広津さんが揮毫されたものであります。広津さんは優れたヒューマニズムの文学者ですが、松川のときはすごい弁護士でもあったというように思われます。それで、幸いにして、弁護士はもとより弁護士以外の大勢の人たちの力を得ながら労働組合の力も得ながら、松川事件は最終的に無罪になったわけです。そうなる転機というか、きっかけは弁護士団や広津さんの努力もちろんさることながら、やはり最高裁で弁護士側の主張に耳を傾けるようになったということが大きかったと思います。最高裁大法廷が、旧二審判決の被告人一七名の有罪を破棄したのも、自白をキチンと吟味しないまま、異常な自白に執着した誤りをはっきりと見出したからでした。頑迷

「自由と正義」(旧雑誌) 2021年11月号
司法の源流を訪ねて

第57回



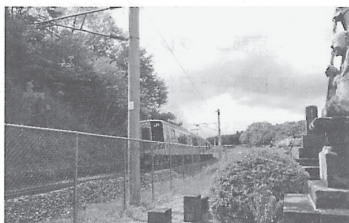
松川事件
(福島県福島市松川町)

福島県弁護士会会員 穂積学 Hozumi, Manabu

1949年8月17日午前3時9分、東北本線金谷川駅・松川駅間の緩やかな右カーブで上り普通列車が脱線転覆し、乗務員3名が殉職する事件が起こった。「重大鉄道事件の頂点」とされた松川事件である。下山事件、三鷹事件及び松川事件と全国で鉄道事故が相次いで起こり、それら全てが労働組合の犯行であるかのように報じられた。

松川事件については、国鉄労働組合福島支部の労組員10名、東芝松川工場の労組員10名、合わせて20名の労働者が逮捕され、裁判にかけられた。第一審、控訴審では死刑、無期懲役を含む重刑が言い渡された。これに対し、「無実の労働者を救え」を合言葉に思想信条、階層を超えて無数の人々が結束した。被告・家族会をはじめ1300を超える守る会、大弁護団が結成された。14年の歳月と5回の裁判を経て、1963年9月12日、全員無罪の判決を勝ち取った。その後、松川事件を題材とした小説や映画が多数世に出された。

事故現場から約200メートルに位置する「松川の塔」には、「人民が力を結集すると如何に強力になるか」ということ、これは人民勝利の記念塔である」と記されている。



事故現場。線路横には殉職碑が建立された



右下の塔から田んぼを挟んだ反対側(約200メートル先)に位置する緩やかなカーブが事故現場



松川の塔

図版(1) 穂積学弁護士執筆「松川事件(福島県福島市松川町)

——司法の源流を訪ねて(連載第57回)—— 論稿

(日本弁護士連合会編「自由と正義」第72巻第12号(2021年11月号)、p.1掲載)

にも判事五名の少数意見は自白があることに固執していましたが、七名の多数意見はこれはおかしいということで、差戻すという判決が出たわけであります。大法廷での判決であります。これはやはり自白の評価を昔のように鵜呑みにすることが許されない、ということで大法廷判決が一番の転機をもたらしたと思います。

その後の差戻審では、後に述べますが、大法廷での提出命令により提出された諏訪メモをはじめ、それまで検察官が手中に隠匿していた大量の捜査関係書類が、裁判所の勧告に従い提出され、それらをキチンと精査した差戻審の審理結果は、全被告人の無実を示すこととなりました。「本田アリアバイの成立は殆ど決定的、高橋アリアバイの成立の蓋然性も甚だ高い。赤間自身のアリアバイの成立の蓋然性も甚だ高い。佐藤一アリアバイの成立は殆ど決定的、鈴木アリアバイの成立も殆ど決定的」などと判示され、かつ「師走の夜半の肌寒きにもまして慄然とした」と、それまでの捜査を批判し、有罪論の失当を厳しく批判しました。

検察による再上告が棄却され、全員無罪が確定しました。後の国家賠償裁判では、さらに痛烈な警察、検察に対する批判が出現することになりました（東京地裁一九六九・四・二三判決、判例時報五五七号）。

さらにまた視点を變えて検察主張の構造を素描してみても、「謀議」と「実行行為」ともに、いずれも虚偽、架空でした。

「二本の幹線」を一本につなげるため、警察、検察は「連絡謀議」という、いわばブリッジを構想したのです。そのため、第二次検挙の太田さんが狙われ、集中的に自白が強要されました。その中心となるのは八月一三日と一五日の「連絡謀議」というものでした。国鉄側と東芝側を結びつけるためでしたが、八月一三日の国労福島支部事務所、岡田さんによる東芝松川労組事務所の連絡及び同日の東芝だけの謀議と八月一五日正午頃の国労福島支部事務所東芝側から佐藤一さんが出席し、国鉄側の鈴木さん、二宮さん、本田さ

ん、阿部さん、加藤さん、赤間さんと会合、顛覆作業の場所、日時、人員、道具等の具体的な打合せを行ったというものでした。しかし、太田自白はキッチンと検討すればする程、全く信用できないものでした。「太田自白はその内容を精査すれば、これが同一人の供述かと疑われる程、供述変更の跡が目まぐるしく、中には原判決（大法廷で破棄された旧二審判決）が明らかに虚偽、架空と断じた事項すら含んでおり、甚だ不合理な自白であることを否定することができない」（大法廷判決）と言わざるを得ない程の支離滅裂なものであったのです。

そのひっかかりになった一つは転覆謝礼金のでっち上げでした。転覆謝礼金というのは太田自白などに出てきます。警察や検事の取調官から、こんな大変な事件をやって報酬がないというのはおかしいんじゃないか、それなりのお金をもらっているんだらう、国労本部からもらっているだらう、東芝労組の本部からもらっているだらうというようなことで締め上げられまして、それで太田自白の中には登場するのですが、自分はいくらももらったという自白が出るんですね。たくさんもらったと自白する人がたくさん出てくる。その自白は嘘だったという自白もやはり同じ時期にたくさん出てくる。大変奇妙奇天烈で、だからこれは作られたものではないかということが当初から囁かれ指摘されておりました。例えば、岡林さんでも大塚さんでも「転覆謝礼金というのは全く話にもならん、ひどいものだ」ということを言っておりました。旧二審判決でも有罪にしたものの、これはおかしいということで有罪の証拠としては使えなかったわけでありまして。

その虚偽架空について一九五〇年九月二〇日の一審第八五回公判での岡林弁護人の弁論を、以下に引用しておきます。

「謝礼金の授受に関する一部被告諸君の自白については、検察官もこれを主張することができないでいたが、論告では、金銭の授受を主張し金額は主張しないという態度に出た。金銭関係のこれらの自白がウソであることは何びとの目にもあまりにも明らかな事実である。問題はこの出鱈目きわまるウソの自白が、各人殆ど同じ時期になされ、同じ時期に金額が入りはじめ、中にはついに消失したものとさえあること、およびその金額が各人自身の供述としては変遷しているけれども、同じ時期には、他の被告人の自白と相互にほぼ符合していることである。このようなウソが、外部からの机上プランの押しつけなくして供述されえないことは明白である。」

このことの重要性について大法廷判決は「本件（私注、松川裁判のこと）の性格の一斑を示唆するが如き感じを与えずにはおかない」と指摘し、さらに「太田自白における不自然と不合理は……昭和二四・一〇・二八・三笠調書に至って極まっている。同調書はその形式に奇異な点があるばかりでなく、その内容においても甚だ不自然なものを持つている」と言及し、具体的に「二三ノ二」項なるものがあり、同項の末尾には供述人太田省次の署名拇印があつてさらに二四項以下がこれに続いているのであるが、「二三ノ二」項以下はその前とは紙質も墨の色さえも異なったものがあるように見受けられ、また契印にも疑いがあるし、同項には、「私はこれまでの調で、八月二三日佐藤一と一緒に福島に行ったことはない」と申しましたが、それは調べる方で言ううので、それを幸い、……与えてくれた地図にいい加減なことを書いた」という記載があり、その上、この調書は太田が八月二三日は佐藤一と二人で福島に赴いたと供述を三転し始めた調書で、「折角一度影をひそめていた顛覆謝礼金のことが再び頭を擡げている調書でもあり」、「作成目的からいっても正確なものではないに、結果は却つて、……従前の調書よりも遙かに疑点の多いものとなっていることは、看過で

きないところ」など厳しく批判しています。

実行行為も全部作り上げられたもの、共謀なんて全くないというような事実の問題がそこでテーマにされ、その解明された事実によって最高裁判所多数意見も有罪破棄という方向に大きく舵を切ったと思われる。松川事件というものは左翼の連中がやった、労働組合の連中がやった、共産党の連中がやったものだと。そういうデマ宣伝が世の中に流れ続けている有様だから、広津さんにしても最初は「何で労働組合の人たちは馬鹿なことをやるんだと思っていた」というぐらい、デマ宣伝が流布されていたわけでありました。そういうことで、事実がどうであったかというのを見る目が非常に重大であると思います。それから、刑事裁判で無罪が確定することになりました。ちょうどその時は一九六三年、昭和で言うと三八年九月の時に無罪が確定したのであります。

そういうことででっち上げであることは大法廷判決を転機として裁判の上でも明らかにされていったのです。差戻審で全員無罪の判決がなされ、その判決に不服を言った検事の再上告が駄目だということで棄却された。なお付け足しますと、第一審第一回の公判は弁護側のせい遅くなったという人がありますが、松川事件の場合は全く逆で、早く裁判をして早く無罪の判決が出てきそうな事件、出るべき事件なのだからということとで弁護側、被告人側は頑張っておりましたが、検事側のほうは昭和二四年の年内は駄目だ、来年にしてくれということを経判所に言っていた。弁護人は早くしろ早くしろと言っていた。ということで、結局第一回公判期日は一月五日と決まりました。弁護人は早期に開いてくれるように望んでいたわけです。それは、おうちの主人公みたいな、経済的には主人公みたいな親父が逮捕されて警察に連れて行かれたのだから奥さんや子どもたちは困るわけです。経済的に困るのはもちろんですが、何よりもどうしていいのかわからない。そのまま放

置されては困るので早く裁判をやって早く釈放させたい、そういう意味が切実にあったわけです。だから、弁護人のほうが準備できないというふうには理解されているのは全くの誤解です。岡林さん、大塚さんの話されたことや実際の記録を見ますと、そうではなくて検事側が準備ができない、訴訟を進行する準備ができないから翌年回ししてくれと。弁護人のほうは早くしてくれと。そういう争いになっていたのが事実であります。確かに、多くの事案で弁護士側が弁護準備に必要な時間をとるため、早期の第一回公判は望まないことがあります。ですが、松川事件の場合、大塚、岡林弁護士は捜査の段階から弁護活動を行っており、面会、家族との話し合い、勾留理由開示公判などを通じ、「被告人」の無実を明白と認識していましたし、「被告人」とその家族の生活を守るためにも裁判を早く開いて、早期の釈放を求めていたのです。

また、謀議に関してさらに問題なのは、その後最高裁で諏訪メモというものが発見されたことです。諏訪メモが何で大事だったかといいますと、「一三日謀議」は旧二審で崩れておりましたけれども、「一五日連絡謀議」は諏訪メモで完全に崩れたわけですね。諏訪メモというのは団体交渉の記録で、諏訪親一郎さんという会社側の責任者の方が団交の席上でメモをとっているわけです。かなり詳しいメモが書かれています。労働組合の誰がどう発言したとか、会社側の誰がどう発言したとか、かなり詳細な内容のメモがきちんと書かれています。そのメモによるならば、佐藤一さんは東芝の松川工場で昼まで団体交渉の席に出席しているから、福島は国労事務所での一五日の連絡謀議に出席できるはずがありません。つまり、まさに一五日正午頃には佐藤一さんは福島にはいなかった、出られなかったというアリバイ事実を示し、「一五日連絡謀議」の虚偽をはつきりと示すものでした。そうであればこそ、検察はこのメモの隠匿を続けていたのです。その一方、検察官は大法院弁論で、列車に間に合わずとも、バス、トラック、ハイヤー、何にでも乗って福島「一五日謀議」に出席

することが可能だと開き直り、社会の失笑、批判を買う破目に陥ったのでした。しかも、どうしても「謀議時間」に間に合わないことを知った検察官は、差戻審では謀議の時間を一時間も遅らせるよう訴因を変更しなければならなくなりました。

そればかりでなく、隠匿の仕方も異様でした。大沼新五郎副検事に諏訪メモの守り役を命じ、同人は諏訪メモと関係書類を後生大事に四年間も東北地方各地の転勤先を転々と個人の私物であるかの如くにして持ち歩いていたのです。だからおかしいんです。そんなこと普通はないんですよ。やはり検察庁は役所ですから、そんな馬鹿な扱いは普通しません。ところがこの場合はそういうことをしているんですね。当時の福島地検の安西検事正に言わせると、大沼というのは大変真面目で律儀な人だと。勝手に自分で持ち歩くようなタイプの人間ではないということを言っております。だから何だかよく分からないのですけども、大沼さんに誰かから持ち歩かせたということになるわけです。大沼さんは副検事ですから、検事世界のルールに従わないと大変なことになります。異様でひどいことです。

また、諏訪メモの返還については、無実証拠の隠匿という、あつてはならないことが、検察庁法四条により、外ならぬ公益の代表者と位置付けられている検察官によって行われていました。差戻審判決は、諏訪メモこそ動かぬ物的証拠で、そのメモを軸として佐藤一さんの一五日アリバイは余りにも明白であると述べました。ちなみに大塚弁護士が内容証明郵便まで出して最高検公判部長に公開を求めましたが、安平政吉公判部長は「松川事件は……目下最高裁に係属中で未確定の状態にあるため要望に応じかねる」と回答していました。しかし、最高裁の口頭弁論期日が指定されると、諏訪メモの隠匿はマスコミによっても広く問題とされ、衆議院法務委員会でも追及されるようになりました。隠匿をめぐる検察批判の高まりの中で、最高検の指示により

福島地検は、こっそりと諏訪にメモを還付したのですが、それは大法廷弁論も間近となった昭和十三年九月三日のことでした。

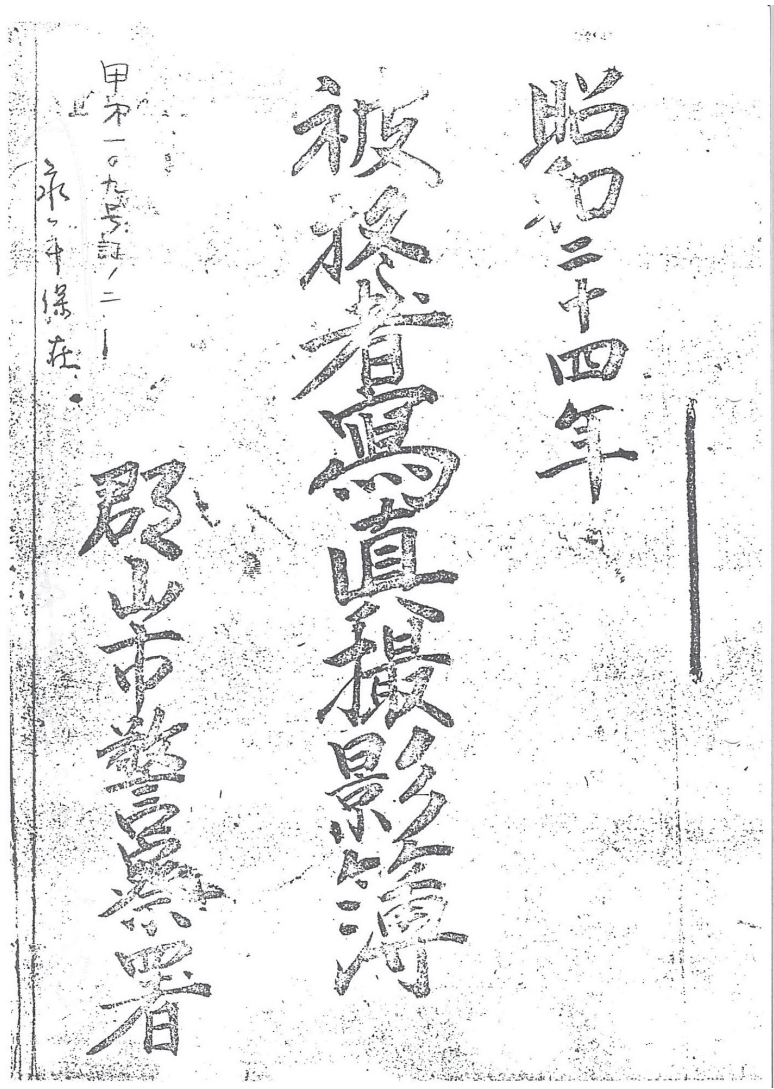
諏訪メモをめぐる検察官の一連のドタバタ劇は、これだけではなかったのです。山本諫、鈴木久学、田島勇という松川事件捏造にかかわった三人の検事は職権濫用罪、証拠隠滅罪として弁護人から告発され、被疑者として福島地裁の宮脇判事から厳しい追及を受けました。福島地裁民事部の裁判官が松川事件の中心だった検事三人を調べたのですが、その中でそのことについて福島地裁の裁判官が最高検の検事になった人を尋問するんです。その中にこういうことがあるんです。諏訪メモはどうして返すように決まったんだということが。そうしたら八月頃返すという方針が最高検検察庁の中で決まったと。それは何ですかと。二ヶ月ばかり経ったのはどういうわけですかと聞かれて、「ワイワイ騒ぐし検察の威信ももっているし遵法精神を麻痺させることを狙うのですから法律上は差し支えないことであつても後で取り返しのできない威信を失墜したと思ひ、法廷も開かれるし、一応予測もできるので、この際、これ以上持つていてもということと返したのです」と。「騒がしいのは弁護人のほうですか」と問われると、それだけではなく、「赤旗と商業新聞にも同調者がいますから」と。赤旗というのは共産党の機関紙です。商業新聞というのは普通の大新聞でいへば朝日、毎日、読売、あるいは週刊誌、そういうのに同調者がいますから。「国会の法務委員会の議題も一つの理由ですか」。国会の法務委員会もワイワイ騒いでいました。「騒いでいる中に入るのでですか」。「入ります」。検察の威信のために出さなかつたのです。権威が失墜されることがないようにという趣旨も入れてです。「結局騒がなければ返さないわけか」。「それはそうですよ」。これが松川事件の検察官の傲慢な感じとしかいいようのない認識ですね。松川事件というのは本当に大勢の人たちの批判する力がありました。その力が最高検の検事にもワイワイ騒ぐか

らというかたちで反映していたのでしょね。それでようやく出てくる。出てくるようになっても弁護団が返せと言っているにもかかわらず、弁護士に連絡があったわけでもなくて、諏訪さんにこっそり返しているんです。諏訪親一郎さんというメモをとった人が提出者ですから、諏訪さんに返すということは分かるのですけれども。こっそり返すというのは、あわよくば諏訪さんがそれを焼くなり隠すなりしてくればもうそれもいいからというような意味も含まれているのではないかとしか思えない返し方でした。検事に対する告訴事件の結末は時効の壁のため中途半端で終わりましたが、福島地裁をして職権濫用嫌疑の濃厚な存在を指摘されなければなりませんでした。

国賠になってから分かったのですが、無実証拠の隠匿は、諏訪メモだけではありませんでした。「一三日謀議」なるものが昼頃に国労福島支部事務所で開かれたとして、当時国鉄労働組合の役員だった斎藤千さんが起訴されました。彼はその中で、「今一度謀議をやろう」とか、「このことを口外した者は命がないと思え」などと発言したとして首謀者格の人物として位置づけられていました。

しかし、斎藤さんは郡山デモ事件で直前に逮捕された国労福島支部副委員長長渡辺郁造さんの救援活動で郡山へ赴き、同じく国労組合員の穴戸さんと一緒に郡山市警（自治体警察）へ面会や弁当の差入れのため少なくとも一三日には四回足を運んでいます。来訪した際に氏名を記載するこの来訪者芳名簿こそ、一九四九（昭和二四）年八月一三日昼頃にも斎藤さんが郡山市警に足を運んでいたことを証明するいわば官製のアリバイ証拠でした。しかし、この来訪者芳名簿は大法廷判決が迫った昭和三四年六月四日、密かに福島県警警備課に保管が移り、それ以後、昭和三六年五月二〇日に在場者接見簿だけが、山本諫、鈴木久学らに対する弁護人の告発による公務員職権濫用起訴強制制事件の審理のため福島地裁に提出されましたが、間もなく福島県警本部に還付さ

れています。この起訴強制事件では、在場者接見簿だけで来訪者芳名簿などは全く提出されていませんので来訪者芳名簿など斎藤さんの無実を端的にあかさ証拠は注意深く隠匿され続け、国家賠償裁判で提出されるまで門外不出とされ、裁判所に対してさえも隠され続けたわけです。不思議ですね。「それがあるに違いないだろう、出せ出せ出せ出せ」って国家賠償のほうの請求の弁護士、私どもは言ったわけでありませぬ。そして、国賠一番で弁護士は昭和四〇年四月六日「起訴強制事件記録中には、その存在を示す標目のみにて、内容を顕出しておりませぬ」と述べ、裁判所もこれはありそうだなということで、翌七日取寄決定がされました。にもかかわらず、福島県警本部では素直に出そうとしませんでした。重々しく東京地裁の裁判長宛てに「貴裁判所の職員を派遣して下さい、そうすればお渡しします」と警察は求めてきました。やたらもったいつけたようなことになりました。職員を派遣すればいいということになりましたから、裁判所書記官の方が東京地裁民事三三部の白石裁判長から命じられて福島県の県警本部まで出向き、書類を受け取ってまいりました。その書類を受け取って来たのを見たら私ども弁護士がびっくりしたのももちろんであります。私もびっくりした中の一人です。それをびつくりしたときに見たわけです。大事に重々しく取寄せて来た来訪者芳名簿等の書類には表紙に「永年保存」と朱書されていました（図版二）。同年五月下旬、その内容に接した私たち弁護士も訟務局検事も、完璧な斎藤さんのアリのバイの証拠に目を見張らざるを得ませんでした。嚴重に保存されて斎藤千さんという国鉄の労働組合の幹部になった人のアリのバイ証拠は隠されていたのです。その後、芳名簿等に関係する穴戸さんの供述調書三通には、より一層驚いたものでした。というのは、検事のほうは差し入れ弁当屋さんの女の従業員の人たちから色々聴いて、ちゃんと斎藤さんと穴戸さんという二人が差し入れのために来るといふことを供述もしてるわけです。差し入れのために郡山の弁当屋さんに行ってる人たちはその日は全く謀議な



図版(2) 「昭和二十四年 被疑者写真撮影簿 郡山市警察署」

〔「永年保存」との記載あり。「郡山警察署来訪者芳名簿」の中に所収。1997年8月7日に、伊部正之教授（当時、福島大学経済学部）より石田享弁護士が提供を受けたコピーより〕

んかできない状況であることが明らかになりました。それが国家賠償裁判になるまで固く握りつぶされていたのです。そういう問題が国賠では出てきました。これはさすがに国の代理人である法務省の検事もびっくりしたのではないかと思います。結局、裁判所ももうこれは勝負あるなということで眺めていたようです。なかなかひどいことをするんです。調査まで取っていて。調査の取り方というのも細かい話になりますと、差し入れ弁当屋の女の人の服装はどうだったのかとか、割烹着はどうだったのか、何色だったのかとか。差し入れ弁当の井というけれど、井はどういう模様だったのか、普通の人だとふた月も経てば忘れるようなことを細かく書いてあるのです。それでどういうわけか細かく書いてあるものが供述調書として取ってあったのです。ただ、差し入れ屋に行つて弁当を頼んでいる、渡辺郁造さんという人の弁当を頼んでいることはまごうことなき事実になっています。検事はそのことをよく知っていたのですが、それにもかかわらず検察は斎藤さんを起訴しました。そういうことも明らかにしました。斎藤アリバイは捜査段階で完全に明白だったからでした。

「謀議」が出鱈目であつただけでなく、そもそも、「実行政為」も全くの虚偽でした。実行政為者として、赤間白白により指名された本田昇さんは、一六日夜、国労事務所にて泥酔状態で泊まり込み、早朝、事務所にかつてきた国鉄関係者からの数多くの電話によって叩き起こされました。本田アリバイです。同時にまた、高橋晴雄さんには以前の庭坂駅勤務時代にホームと列車に挟まれて腰部骨折など重傷を負ったことがあり、遠距離、しかも山道を含む急な坂道やぬかるみなどを踏破するのは無理なことでした。加えて「赤間白白」コースには、レールとレールとの継ぎ目に遊間があるのですが、その調査のため保線係の人たち（赤間さんと一ヶ月前まで同僚だった）が、テントを張り、電燈を明々と照らし、作業をしていました。赤間白白には無理なことが幾重にも介在していたのです。

東芝側の浜崎二雄さん、佐藤一さんについては、もともと赤間さんは全く見知らない人達でした。健全な常識（経験法則）からみれば、無実であることは容易に看破できるものでした。

そうするとこれは国賠裁判としても、証拠の隠滅・隠匿の長い話があるというわけで大変びっくりしたのだろうと思います。裁判所の対応というのはいささかあつてはならないことが事実にあつたとびっくりしたようなことがある度に、おそらく検事や警察の捜査に対する不信を強めていったのではないかと思います。私はそういうわけで、国賠裁判に関与した側としては色々言いますけれども、一口で言えば、松川事件は余りにもひどい刑事裁判だったと、裁判としてこんなに明瞭な無実はないというような気がずつとしておりました。松川裁判では事実をはっきりさせることが弁護の中味で、そのための非常な苦労や努力があつたのです。

松川裁判というのは最初の検事の主張が一審判決では丸呑みして素通りしたようなものですが、二審で「三日謀議」が駄目になって、上告審にいったら検事の主張は全部駄目になりました。差戻審では、それまで検察が大量に手中に隠匿していた捜査関係書類などが裁判所の勧告に従って提出され、それをキチンと精査した結果、検事の主張は全部真つ赤な嘘で作られているということになり、全被告人の無罪を示すことになりました。差戻し判決というのはなかなかはっきり言っておりますけども、まさに刑事専門の裁判官が門田もんたと書きますが、門田もんたという人がはっきり言っています。この判決に対する検察の上告はありましたが、それに対する再上告審の上告棄却判決（最判一九六三・九・一二）によって全員無罪が確定しました。やがて、一九六四年五月、弁護団は慎重な検討のうえ、国家賠償裁判を提訴しました。警察、検察による非道極まる冤罪が二度と繰り返されてはならない、そのための一つの手段としての提訴でした。だから、国家賠償事件を起こすときにはそういう有力な証拠が色々判決を含めてあつたのですが、それでも私ども弁護団のほうでは、また裁判を変に

やり直すとぐちゃぐちゃにされる危険も考えるべきという話もないわけではなかったのですが、それは克服できることだと考えました。幸いにしても若かった私など一生懸命頑張りました。

最後に皆さんにお伝えしたいのは、国賠裁判は、松川事件のような国家機関による暴虐な冤罪事件が二度と繰り返されないために、元被告人とされた人々と家族が提訴したものでした。無実の者が裁判の名において有罪とされてはなりません。

どうも雑駁な話で申し訳ございません。何か質問がありましたらお伺いいたします。

追補

(一) 冤罪(えん罪)とは要するに「無実の罪、濡れ衣ぬ」のことです。普通の人々にとっては無関係のことと思われるようですが、しかし本当は無関係で済まされないことが身近に起きない、とは限らないわけです。例えば日本弁護士連合会(略称・日弁連)の、えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループが二〇一二年九月三〇日に勁草書房から発行した指宿信監修にかかる『えん罪原因を調査せよ』という本の末尾(二)、一五七頁の「えん罪事件一覧表」には沢山の事件が掲げられているが、なかなか無くならないという現実があります。私の信頼する西嶋勝彦弁護士が、その解説(同書、一五五頁)で述べているように憲法第三一条以下の詳細な人権保障規定に添う改革が期待されている所以です。

(二) 松川事件については色々出版物で記述されていますが、参考までに手近なものを挙げれば以下のとおりです。

一、広津和郎『松川裁判(上・中・下)』、中公文庫、一九七六年

- 二、伊部正之『松川裁判から、いま何を学ぶか——戦後最大の冤罪事件の全容』、岩波書店、二〇〇九年
- 松川事件が占領軍の監視下にあったことについては、
- 三、原登志夫『日本の裁判』、三二書房、一九五九年
- 四、大塚一男『弁護士への道——生きべくんば民衆とともに』、晩声社、一九七八年
- 松川事件差戻後の控訴審で無罪判決を出した裁判官の手記として、
- 五、門田實『松川裁判の思い出』、朝日新聞社、一九七二年
- 国賠裁判原告弁護士団時代を回想した拙稿として、
- 六、石田享「松川事件国家賠償訴訟について」（福島県松川運動記念会編『松川の闘いが遺したもの』、福島県松川運動記念会発行、二〇〇七年、四三―六三頁に所収）

前嶋…ありがとうございました。刑事裁判では諏訪メモという被告人のアリバイを証明する文書が顕出されました。また、石田先生が中心となって活躍されました国家賠償訴訟においても、アリバイを証明する来訪者芳名簿が顕出されました。それらのアリバイを証明するメモや証拠というものが検察側、あるいは警察側によって隠滅されていたというまさに国家機関の作り出した冤罪事件と言えるかと思えます。色々質問があるかと思いますので、質問のある人は挙手してください。

学生A…今回の松川事件のように、国家側が司法に介入して色々証拠をでっち上げるといような事件が今後起きない可能性がないとは言いきれませんが、このようなことを今後も防いでいくためには司法制度とか色々何

かを変えなければいけないと思いますが、どういう部分を変えていったり頑張っていかなければならないと思いますか？

石田…その大きな問題になると大変難しい問題が絡むことになりますけれども、やはり検察官という人たちはほんとにしつかりしてもらわなければ困ります。ずっと冤罪の歴史を並べてみますと、やはり一番ひどかったのは明治の大逆事件でしょう。大逆事件では当時の日本の弁護士の中でも鵜沢総明⁶さんとか色々錚々たるメンバーが弁護しました。しかし、あつという間に結審されてあつという間に死刑執行がされてしまうのです。だから大逆事件は社会運動を凍結させたというようにいわれております。大逆事件からしばらく経って社会運動として色々、民主主義的な運動ができてくるのが米騒動からだといわれています。社会の中に民衆が登場するのは米騒動だと。米騒動というのはご存知の方も多いいと思いますが、富山の漁村のおかみさんたちが、米が食えず餓死するので米を求めて米屋を焼き討ちしたり壊したりしました。そこから日本中に広がったというように普通いわれていますし、検察当局側の資料にもそういうことはちゃんと書いてあります。かなり克明に書いてあるものもあります。この米騒動以後、いわゆる大正デモクラシーといわれる民主運動の時代が始まりました。内閣も、平民宰相といわれる人が出てきたりして、ある程度変わってきました。その大正デモクラシーの影響でやや時期的には遅れて法律制度の上で現に評価できるのは陪審法というものが、それは昭和初期に実施できたかと思えます。それがひどく暗黒の社会に転落するのが日本の軍国主義の流れです。だから敗戦後の民主主義というのは大正デモクラシーと底辺で脈が通じているところがあるのではないか、ということが社会思想史の側からはいわれてるんです。

前嶋…他に質問のある人はいませんか？

学生B…本日は大変貴重なお時間を、興味深いお話を本当にありがとうございました。僕は質問というか、お願ひになってしまうのですが、僕、司法試験合格を目指して今勉強している真つ最中でございます。石田先生に将来の、未来の弁護士とか裁判官とかに向けて何か一つメッセージをいただけなかなと思います。よろしくお願ひします。

石田…大変な質問でございます。私はそれほど力量がありませんので困ったな。司法制度というのは、日本のはアメリカのようでもないしドイツやフランスのようでもないし。何でしょうねえ。日本の司法制度というのは訳の分からないところです。明治の初期に最初の刑法を作って死刑を導入した江藤新平が、自分の作った刑法で死刑になっているぐらいの国ですから。この質問は難しすぎます。ごめんなさい。すみません。結局、人民の力というのかな、それしかないと思いますね。人民の力というとなんとなく選挙のときに何党へ票を入れればいいのかとかいうだけのように感じられることが多いかと思いますが、決してそういうことではなくて日常的な生活の中での、例えば男女の格差をなくすとか、僕らが日常生活している中で少しずつでも民主主義が浸透していけばとしか考えられないものですから。日本の民主主義といっても色々あると思います。まだ僕の子どもの頃の農村あるいは漁村の生活というのはかなり戦前の共同体的な締め付けがありました。私なんかは早く父親が死んで、親戚の人たちの温かい目の下で自由に育ってきたのですけれど。なかなか、農村社会の本家分家の役割分担なんているのはうるさいことが色々ありますね。そういうのが近頃ほどけてきたはい

いのですが、ほどけすぎちゃったのかなと思われるような現象も無きにしてもあらずです。法社会学的にも色々問題があると思います。社会思想としても問題があると思います。いつの時代も過渡期という面は過渡期ですけど、今もやはり大きな過渡期にあるのではないかなという感じはしております。

司法試験というのは集中することが必要だと思えます。集中してある時期やればいいと思えます。例えば大塚一男さんという先輩は、『この道をゆく 一弁護士 四〇年』という著書の中で書いておられますが、中国戦線から帰り復員してきて青年団の活動を少しやって何をしようかと考え司法試験をやるうということになり、それでお寺の一部を借り、そこに三ヶ月こもったと言われております。それで戦後最初の司法試験に通ったということが書かれていました。

私の場合は郵便局に勤めていたのですが、そこを退職して半年間ぐらい集中すれば受かるかしらんと思ってたちょっと甘く見過ぎていて、その年は駄目だったわけですね。それでどうしたかという論文でも読もうかと。私は学校できちんと講義を受けていないものですから。だから論文でも読もうと思いました。「刑法雑誌」とか民法関係でいうと雑誌の「私法」というものが当時既にありまして、そういう雑誌の中で学者の書いている論文を読んでこんな考え方をするんだとか何とか考えて、見様見真似みたいなところがあるので、そういう風にして勉強しました。もう一つは中央大学の人たちに聞くと答案練習というのがあるようで、あれをやらないと駄目だよ、なかなか受からないよと言っていました。そうかと思いついて中央大学の真法会というところで答案練習をしました。そこは当時誰でも入れてくれました。愛知大ということで入れてもらってそこで勉強しました。また愛大の旧制を出た先輩で高校の先生をしていた人が近くにいました。その人から色々徹夜して雑学的に議論したり聞いたりしました。私のほうは若かったものですから呑み込みが良かったの

でしょうね。それで私が試験に通りました。彼は私に色々な知識を授けてくれた人ですが、会社勤めになりました。だから集中することと論文を読むことは有益だと思います。私はその頃は色々な論文を読みました。例えば訴訟法なんていうものはよく分からないものですから、兼子⁽⁷⁾さんが若いころに書いた論文や団藤重光⁽⁸⁾さんの書いた論文とか、牧野英一さんという明治の学者が書いた古い論文も読みました。集中することややはり何を書くか、そしてどう書くか、そういうことはある程度受験勉強してやったほうが司法試験の場合は早道になるような気がします。

学生B…ありがとうございます。

前嶋…まだ質問したい人がたくさんいるかと思いますが、予定の時間を既に超過していますので最後に大川先生からまとめの挨拶をしていただきたいと思います。

大川…皆さん、長時間に渡って石田先生のご講演を聴いて色々考えることがあったかと思います。実はこういう貴重な弁護活動をされた先輩が皆さんの今学んでいる愛知大学におられたということを今回の講演会を心に刻んで勉強に活かして行って下さい。今日、石田先生は、松川事件についてお話されましたけれども、石田先生は松川事件以外にも冤罪事件を数多く手掛けておられます。そういう貴重な資料を愛知大学の図書館に寄贈して下さいます。今後、法学部のほうで組織的に整理して保存のほうに務めていくことにしたいと思います。それでは皆さん、最後に石田先生に拍手をお願いします。ありがとうございます。講演会のほうはこれ

で終わらせていただきます。

(以上の記録は、当日の講演を録音した電子データを活字化する過程で、講演者である石田弁護士に加筆修正していただいている。講演時のままではないことを、付記しておく。)

(文責 大川四郎)

二 松川事件概略

一九四九年八月一七日、東北本線松川駅付近で、何者かによって意図的にレール等が外されたことが原因となり、走行中の普通旅客列車が脱線転覆し、乗務員三名が死亡した。この約一月前、無人電車が暴走し、数名を死傷させた三鷹事件が発生したばかりであったため、世間は恐怖にかられた。

警察は犯行に使用された器具を押収するとともに、被疑者の自白を獲得し、その後検察は、国鉄(現在のJR)予算の増額要求、人員整理反対運動を展開していた国鉄労組が東芝松川工場労組に働きかけ、国労側一〇名、東芝側一〇名が順次共謀して犯行を行ったという筋書きの下、彼らを汽車転覆破壊致死罪(刑法二二六条三項)で起訴した。

一九五一年第一審福島地裁は検察官や裁判官に対する自白調書や自認調書を決め手として検察の主張をほぼ全面的に認め五名の死刑判決を含めた全員有罪(福島地判昭二六・一・一二刑集一三卷九号一七四九頁)、一九五四年第二審仙台高裁では四名の死刑を含め一七名有罪、三名無罪の判決が下された(仙台高判昭二九・二・二三刑集一三卷九号二二一一頁)。しかし、一九五九年最高裁は、本件実行行為は国鉄側と東芝側との連絡謀議な

くしては到底考えられないところ、連絡謀議の存在自体が疑わしく、「原判決中被告人らに関する部分は、結局、すべて、判決に影響があつてこれを破棄しなければ著しく正義に反する重大な事実誤認を疑うに足りる顕著な事由がある」と原審を厳しく断罪し、事件を仙台高裁に差戻した（最大判昭三四・八・一〇刑集一三卷九号一四一九頁。一二名中五名の裁判官の少数意見あり）。一九六一年差戻審では、捜査の不正、証拠の隠滅、偽証はまことに遺憾であり、上告審が指摘した事実誤認の疑いを解消することは遂にできなかったとして一七名全員に無罪判決を言渡した（仙台高判昭三六・八・八刑集一七卷七号一一八五頁）。その後、検察は再上告したが、一九六三年第二次最高裁で上告棄却が言渡された。もつとも最高裁は、差戻審が「不動の証拠に基づき、珠玉の真実を発見し」たとの態度には否定的で、有罪を認めるには証拠が不十分であるという消極的な形での無罪支持であった（最判昭三八・九・一二刑集一七卷七号六六一頁）。なお、これら五つの判決はいずれも長文であり、全てを読破するには相当な時間を要するため、各判決の概要と争点を記したものととして「松川事件の五つの判決」ジュリスト二八四号五七頁以下を挙げておく。

その後、元被告人たちは国に対して賠償訴訟を提起し、一九六九年東京地裁は、アリバイを示す明白な証拠を手にしながらこれを無視して捜査を継続し、公訴を提起・追行したのは違法かつ少なくとも過失あるものであり、検察官が公訴事実と矛盾する証拠を手持ちしながら、これを法廷に顕出しないのは公正かつ誠実な主張立証とは言えない、公正なるべき刑事裁判の経過の上に明白かつ重大な汚点を残した不祥事だった、検察官の職務違反はきわめて重大である、などと手厳しく非難し、国に賠償を命じた（東京地判昭四四・四・二三下民集二〇卷三・四号別冊一頁）。この判決を不服として国側が控訴したものの、一九七〇年東京高裁は、起訴前の逮捕勾留に違法性はなかったとしたが、その他の点では国の違法行為を認め一審と同じく国に損害賠償を命

じた（東京高判昭四五・八・一下民集二一卷七・八号一〇九九頁）。これにより、刑事で一四年、民事で七年にわたる松川事件の裁判が全て終了した（参考文献として、石田享「松川事件国家賠償訴訟について」福島県松川運動記念会編『松川の闘いが遺したもの』（福島県松川運動記念会、二〇〇七年）四三頁以下）。

この事件では、警察が自白の強要、接見交通権の侵害、別件逮捕などの違法行為を行ったばかりでなく、犯罪の謀議が行われたとされる日時に被告人が別の場所にいたことを示す証拠を警察が提出しなかったり、破棄差戻前の裁判所も検察側の主張に無理があるにもかかわらずそれに目をつぶり有罪判決を下したなど、今日では、国家権力が意図的に冤罪事件をでっち上げたと考えられている。

なお、憲法の授業で習う「東大ポポロ事件」はこの松川事件を扱ったものである。（文責 前嶋 匠）

三 石田弁護士寄贈資料の史的意義と今後の保存について

法律学の学習、研究において、判例は重要である。実際の裁判判決を分析することにより、法律が実際にどのように適用解釈されているかがわかるからである。更には、一つの事案についての判例を介して、類似の事案について裁判所の判断を予測したり、裁判に至らない段階であっても当事者間の交渉で合理的に解決することができるからである。いわば、社会科学の一部門である法学にとり、判例は重要な素材となっている。

況や、判例の源である裁判判決原本が、重要なものであることは論を俟たない。ところが、裁判所当局にとっては、処理する案件が増えていくと、必然的に判決原本も増えていき、所内の保存スペースが狭隘化して

しまう。そこで、一九九二（平成四）年一月二三日、当時の最高裁判所は、「事件記録等保存規定」（昭和三十九年最高裁判所規定第八号）を改正し、判決確定から五十年を経過した民事判決原本を順次廃棄するとの決定を発表した。⁽⁹⁾

このままでは、明治以来蓄積されてきた、貴重な判決原本が消滅してしまう。

これに対し、法制史学会では、「『事件記録等保存規定の運用について』に対する要望」と題する書面を二度（一九九二（平成四）年、一九九三（平成五）年）にわたり発表した。なぜならば、「民事裁判記録は当事者間の訴訟記録」であるのみならず、「当該事件が発生した歴史的諸状況を反映する重要な資料であるばかりでなく、法学・政治学・社会学・経済学・歴史学等の学問的研究資料としてもきわめて貴重な資料であり、ひろく国民共通の文化的遺産として永続的研究の必要性」があるからである。事実、過去の民事裁判記録を援用して、法制史上、多数の研究結果が発表されている。⁽¹⁰⁾そして、民事判決原本に加え、「弁護士記録」や「当事者記録」をも含め、同学会は「司法資料」として重視している。

一九九三（平成五）年五月の第四五総会では、「司法資料保存の歴史と現代的課題」と題したシンポジウムを開催した。⁽¹¹⁾その後、法制史学会は、日本学会議、日本弁護士連合会、等々の学術ないしは専門団体とも連携した。その結果、最高裁判所はかつての決定を変更した。国立大学法学部における一時保管という暫定措置を経、二〇〇一年二月二一日、国立公文書館つくば分館への一括移管が終了した。⁽¹²⁾

ところで、松川事件国家賠償訴訟は、国家賠償法四条により国側の責任が「民法の規定」により争われたため、民事訴訟の形態をとった。一九七〇（昭和四五）年八月一日に東京高裁において国側敗訴の判決が出、同月十五日に確定した。以後、五十二年を経過している。本来であれば、第一審を担当した東京地裁が確定判決

原本を保管して、然るべきである。ところが、東京弁護士会と第二東京弁護士会からの照会に対して、東京地裁は判決原本について、「廃棄済み」と回答している。¹⁵⁾

二〇一四年十二月に、石田弁護士が本学図書館に松川事件関係書類一式を寄贈された。¹⁶⁾ 段ボール箱（縦四〇〇ミリメートル×横三一〇ミリメートル×高さ二五〇ミリメートルのサイズ）にして、計十一箱から成る。それらは、当時の「弁護士記録」である。¹⁷⁾ この中には、例えば、長期間獄窓に拘束されていた原告被害者そしてその家族から、弁護団の一員として同弁護士が肉筆筆記した生々しいメモ類が含まれている。ところで、真実発見のために裁判所が職権的に関わる場合もある刑事訴訟と異なり、民事訴訟では原告側の主張が決定的に重要である（どの程度まで「事実」関係を把握しているか、そして、把握した「事実」にどのような論理構成で「法律」の適用を求めているか）。これらのメモ類は原告側主張の素材となっている。その意味において、石田弁護士寄贈書類は、判決原本の帯びていた価値には劣後するとはいえ、松川事件に関する重要な「司法資料」であることは間違いない。¹⁸⁾ 今後、専門家（刑事法、法制史、政治史）の下で全体の内容にまで及んだ整理・分析をし、愛知大学図書館資料として正式な登録を済ませてしまうことが必要である。将来的には、個人情報保護措置を施した上で、一部を大学ホームページ上でのデジタル画像として公開するのも一法であろう。

石田弁護士が愛知大学図書館に寄贈された裁判資料は、同一サイズの段ボール箱にして計三十二箱である。松川事件以外にも、刑事関係では、狭山事件（計四箱）、島田事件（計三箱）、大須事件（計三箱）、仁保事件（計二箱）、青海事件（計二箱）、公害訴訟関係では、田子の浦ヘッドロ公害訴訟（計一箱）、太田川水害訴訟（計一箱）等々が含まれている。今後、これら残余資料についても、何らかの予算措置を講じて、整理・分析を進め、愛知大学図書館資料として登録を済ませるべきだろう。

石田弁護士寄贈資料が、愛知大学法学部における教育および研究に長く資することを願ってやまない。

最後に、御論稿「司法の源流を訪ねて」（日本弁護士連合会編「自由と正義」、二〇一一年一月号、一頁掲載）を「図版一」として転載することを御許可下さったことにつき、筆者である穂積学弁護士（福島県弁護士会会員）と、掲載元である日本弁護士連合会「自由と正義」編集部に、御礼申し上げます。

（文責 大川四郎）

注

（1）一九五一（昭和二六）年二月一九日に当時の国鉄青海線沿線で起こった貨車流し脱線損壊事故に関与した容疑で、計一〇名の被告が起訴された。全員が一、二審では有罪、最高裁で破棄差戻となり、差戻控訴審で無罪が確定した（東京高判昭和四三・三・三〇判時五一五号三〇頁。後藤昌次郎『冤罪』、岩波新書、一九七九年、六三―一四一頁）。

（2）大塚一男弁護士（一九二五―二〇一一）は、長野県生。一九四四年、早稲田大学専門部卒業。復員後、法曹資格を取得。自由法曹団の一員として、松川事件の弁護に参加。以後も、数多くの冤罪事件弁護にたずさわる（上田誠吉執筆「大塚一男」、朝日新聞社編『現代日本 朝日人物事典』、朝日新聞社、一九九〇年、三二―三三頁に所収。自由法曹団編『自由法曹団百年史 一九二一―二〇二一』、二〇二一年、三六頁）。

（3）新井裕（あらい・ひろし、一九一四―二〇〇八）は、東京都生。一九三七年、東京大学法学部卒。当時の高等文官試験行政科合格後、内務省に入省し、警察官僚としてキャリアを積む。福島県警察部長、国家警察

福島県本部警察隊長、警視正、国家地方警察本部刑事部付、等々を経、警察庁長官（一九六五―一九六九）。退官後、日本航空常務顧問、同常務、同専務、日本アジア航空会長を歴任（渡辺治執筆「新井裕」、朝日新聞社編前掲（注2）事典、七九頁に所収。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』、東京大学出版会、二〇〇二年、二四頁）。

(4) 広津和郎（一八九一―一九六八）は東京生。一九一三年、早稲田大学英文科を卒業。毎夕新聞社勤務を経、文筆活動に入る。「中央公論」誌上に、多数の作品を発表。特に、同誌面上で、松川事件をめぐり、判決文批判、被告人支援活動を展開した。一九五〇年、日本芸術院会員（勝又浩執筆「広津和郎」、朝日新聞社編前掲（注2）事典、一三七二頁。秦郁彦編前掲（注3）事典、四三七頁）。

(5) 門田実（もんでん・みのる、一九〇四―一九九七）は広島県生。一九二九年、京都大学法学部を卒業。大学在学中に高等文官試験司法科に合格し、法曹資格を取得。刑事担当の裁判官のキャリアを積む。東京地方裁判所、広島地方裁判所、仙台高等裁判所では判事として、福岡家庭裁判所、名古屋家庭裁判所では所長を務めた。退官後、弁護士として開業。特に、仙台高等裁判所時代には、松川事件差戻後の控訴審を担当し、被告一七名全員に無罪判決を言い渡したことで知られる（伊達秋雄執筆「門田実」、朝日新聞社編前掲（注2）事典、一六四―一六五頁。秦郁彦編前掲（注3）事典、五二七頁）。著書に、『松川裁判の思い出』（朝日新聞社、一九七二年）がある。

(6) 鵜沢総明（うざわ・ふさあき、一八七二―一九五五）は千葉県生。一八九九年、東京大学法学部を卒業。弁護士として開業。政友会から立候補し、衆議院議員を五期つとめる。明治大学でも教鞭を執り、同大学総長（一九三四―一九三八、一九四三―一九四六）。刑事訴訟法改正と陪審法制定に尽力した。他方で、浜口雄幸内閣当時の統帥権干犯問題を追及する論陣に加わるなど、政治的な発言をもしている。東京裁判では、

弁護団長をとめた（増田知子執筆「鵜沢総明」、朝日新聞社編前掲（注2）事典、二五六頁。秦郁彦編前掲（注3）事典、八二頁）。

(7) 兼子一（一九〇六一―一九七三）は東京生。一九二九年、東京大学法学部卒。東京大学法学部教授として、民事訴訟法を研究。退官後、弁護士を開業。中央労働委員会公益委員（一九五七―一九六一）。公共企業体等労働委員会会長（一九六〇―一九七一）。兼子理論として知られる訴訟法理論を打ち立てた。著書に『民事訴訟法概論』（岩波書店、一九三八年）等多数（伊藤真執筆「兼子一」、朝日新聞社編前掲（注2）事典、四七二頁。秦郁彦編前掲（注3）事典、一五七頁）。

(8) 団藤重光（一九一三―二〇一一）は山口県生。一九三五年、東京大学法学部卒。東京大学法学部教授として、刑法、刑事訴訟法の研究に従事した。退官後、慶応大学教授を経て、最高裁判所判事（一九七四―一九八三）。一九九五年、文化勲章受章。著書に『新刑事訴訟法綱要』（弘文堂、一九四八年）、『刑法綱要総論』（創文社、一九五七年）、『刑法綱要各論』（創文社、一九六四年）、『死刑廃止論』（有斐閣、一九九一年）、等多数（中義勝執筆「団藤重光」、朝日新聞社編前掲（注2）事典、一〇三二―一〇三三頁。秦郁彦編前掲（注3）事典、三三〇頁）。

(9) 「事件記録等保存規定の一部を改正する規定」（平成四年一月二三日最高裁判所規定第一号）。本稿では、この規定が掲載されている「裁判所時報」（平成四年二月一日、第一〇六七号、第二頁）を閲覧することができなかつた。このため、浅古弘・竹澤哲夫・中山幸二・安藤正人共編「シンポジウム 司法資料保存の歴史と課題」（『早稲田法学』第六九卷第二号、一九九三年、七一―一九九頁に所収）所収の「資料」編（『早稲田法学』前掲巻前掲号、一六八頁）に依った。

(10) 法制史学会「事件記録等保存規定の運用について」に対する要望書（平成五年五月、前掲（注9）「資

- 料」編（前掲「早稲田法学」前掲巻前掲号、一八五頁）。
- (11) 浅古弘・岩谷十郎執筆「学会動向」司法資料保存利用問題」、法制史学会編『法制史研究』第四号（一九九四年）、創文社、一九九五年、一六三—二〇二頁に所収、特に一七二—一七六頁。
- (12) 浅古・岩谷執筆前掲（注11）論稿、一六六頁、一六七頁「注一四」。
- (13) 浅古・竹澤・中山・安藤共編前掲（注9）シンポジウム。
- (14) 一連の経緯については、以下を参照されたい。浅古・岩谷執筆前掲（注11）論稿、一八七—一九七頁。青山善充執筆「民事判決原本の永久保存——廃棄からの蘇生」論文、林屋礼二・石井紫郎・青山善充共編『明治前期の法と裁判』、信山社、二〇〇三年、三—四七頁。その後、次のような成果が発表されている。矢野達夫・加藤高・紺谷浩司・居石正和・増田修共編「共同報告」裁判所文書から見た戦前期司法の諸相——広島控訴院管内を中心に」、法制史学会編『法制史研究』第六〇号（二〇一〇年）、創文社、二〇一一年、一〇九—一五二頁に所収。
- (15) 奥山俊宏執筆「訴訟記録 永久保存四五五件に 東京地裁」記事、二〇二二（令和三）年六月二七日付朝日新聞日刊（名古屋本社版）二八面（東京本社版では二七面）掲載。
- (16) 寄贈に至るまでのいきさつについては、中村直美氏（当時、愛知大学名古屋図書館課長、現在は（愛知大学豊橋校舎内）株式会社「イー・ユー・エス」総務部長）が以下に記しておられる。中村直美執筆「松川事件関連資料の寄贈」（カタログ「法律書新刊／在庫」案内（No.〇九二（五三〇）——Feb. Mar. 二〇二二）」、DH国際書房、裏表紙掲載エッセイ。
- (17) 暫定的ではあるものの、二〇二二年三月末までに、中村氏が包括的な資料リスト（現時点では未公開）を作成されている。

(18)

松川事件関係資料の大半は、福島大学内「松川資料室」と法政大学大原社会問題研究所に所蔵されている（伊部正之『松川裁判から、いま何を学ぶか 戦後最大の冤罪事件の全容』、岩波書店、二〇〇九年、二八七―二九〇頁）。それらの資料の中に含まれておらず、石田弁護士寄贈資料のみに存するものについては、中村氏作成前掲（注17）リストを参照。